一四の一、一四の二、字向山一二の一、古真立字社坂三から五まで、六の一、七から一二まで、一三の一、設楽町川合字島二九の一、津具字林ノ上二七の二、二七の三、三四の三、三四の六、三四の七、字中野澤二一の二、二二、豊田市稲武町井山一の一六（次の図に示す部分に限る。）、一の七四、サガサカ一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の四、月ヶ平一の一・一の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、横川入一の三〇・一の四八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の九一、大野瀬町イタサワグチ三四から三七まで、黒田町コマタ九〇六の一（次の図に示す部分に限る。）、清七屋敷一一四九の一、長トロ一一四八の一、新城市川田字本宮五の二三二、川合字八石七の二二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村下黒川字宝地九の二、設楽町津具字後山三二の一、三二の二、三三、三七の三八、字郷路五の二、六の三、六の六、六の八、西納庫字木戸洞一の五二、豊田市稲武町井山一の一〇（次の図に示す部分に限る。）、一の二四、一の八三、馬野一五の九、下タヒラ六の五、ナカ田二四、ハチガクゴ三の一・三の三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三の三一、ホソノ二の六（次の図に示す部分に限る。）、大野瀬町ナカガイト一七の二、ノブクリ九の一、ワゴ二〇の四、二〇の五、川手町井ノ洞一〇の六、ヤタイラ一の一、黒田町古屋貝戸八四一の一、八四三、八五五、小山津波洞一〇六二、仲田九六七、東小川八八九、桑原町恵下五八三の一、五八三の四、五八五、黒渕五二一の一九、五二一の二〇、五二二、御所貝津町青佐一の一、ヨコドヤ三、四（次の図に示す部分に限る。）、中当町イナバ五〇九、五一〇（次の図に示す部分に限る。）、サカイノ沢一八〇の二、夏焼町青木洞四五二、四五三の一（次の図に示す部分に限る。）、クダリヤマ四九五の一六、四九五の四〇から四九五の五九まで、四九五の一〇九、四九五の一五二、四九五の一七一から四九五の一七三まで、タテイハ二〇四の一、武節町アケビ沢三一〇、三一一、豊川市千両町水久保八〇の五四、上ノ山七〇の七、酒屋貝津一二、一五の一、一五の二、小路一一六の一、一一六の三、寺門一九、二〇の一から二〇の一〇まで、四七の一から四七の五まで、四八の一、四八の二、数谷原二の一、三月田四の一から四の三まで、七の一、七の二、一〇の一、深田三八の五二、三八の九四、上西ノ谷五三の三、五三の一一〇、新城市作手大和田字内ノ沢三二の一四から三二の一六まで、三四、作手高松字上川手四の一、五の三、二八の一、二九、三〇、作手保永字小金沢一の九、一の五七、一の五八、一の六一、一の六二、一の七三、池場字南沢入五、七、八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百四十九号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百五十二号（一に係るものに限る。）、平成三年二月二十一日農林水産省告示第二百十八号（一に係るものに限る。）、昭和四十三年十二月二十八日農林省告示第二千五十七号（二及び三に係るものに限る。）、昭和四十四年十二月二十七日農林省告示第二千四十五号、昭和四十四年十二月二十七日農林省告示第二千四十六号（一に係るものに限る。）、平成四年十二月二十八日農林水産省告示第千三百四十一号、平成六年六月十日農林水産省告示第九百二十六号（三に係るものに限る。）、平成六年七月六日農林水産省告示第千六号（四に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十五日農林省告示第五百七十六号、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百八十七号、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百八十九号、昭和四十九年十月十八日農林省告示第九百七十二号、昭和五十一年三月五日農林省告示第百七十九号、昭和五十四年二月十六日農林水産省告示第二百二十一号、昭和五十八年五月九日農林水産省告示第六百十三号（一に係るものに限る。）、昭和五十八年七月二十二日農林水産省告示第二百五十二号（一に係るものに限る。）、平成二年二月二十六日農林水産省告示第二百七十四号、昭和四十六年三月二十五日農林省告示第五百七十八号、昭和四十六年三月二十五日農林省告示第五百七十九号、昭和四十六年三月十九日農林省告示第五百十三号（三に係るものに限る。）、昭和四十八年十二月一日農林省告示第二千三百十八号（一に係るものに限る。）、昭和四十八年十二月一日農林省告示第二千三百十九号（二に係るものに限る。）、昭和五十八年一月二十七日農林水産省告示第九十三号、平成七年八月二日農林水産省告示第千百三十三号、昭和四十五年六月三十日農林省告示第六百八十一号、昭和五十年九月十三日農林省告示第六百八十九号（一に係るものに限る。）、昭和五十年六月三十日農林省告示第六百八十号、昭和五十年九月十三日農林省告示第六百八十九号（一に係るものに限る。）、昭和五十九年九月十三日農林水産省告示第千九百三十七号、平成七年二月九日農林水産省告示第二百十三号（二に係るものに限る。）、平成七年九月二十一日農林水産省告示第千五百二十三号、平成五年四月八日農林水産省告示第三百四十二号（二及び三に係るものに限る。）、平成五年九月二十日農林水産省告示第千百五十三号（一及び二に係るものに限る。）、平成六年二月十四日農林水産省告示第三百二十二号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十八日から施行する。

平成二十三年十月十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　安住　淳

第一号ヲ中「で定める」を「別表のⅡに掲げる」に改める。

○経済産業省告示第二百十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十八日から施行する。

平成二十三年十月十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　安住　淳

第二号ヲ中「で定める」を「別表のⅡに掲げる」に改める。